

平成21年第4回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成21年12月14日（月曜日）午前9時06分開議

本日の出席議員

議長（4番）	生井 和巳君	副議長（2番）	上野 政男君
1番	大久保弘子君	3番	中山 勝三君
5番	相沢 政信君	6番	大久保 武君
7番	水垣 正弘君	8番	矢中 召二君
9番	小島 由久君	10番	稲葉 常美君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

11番 小竹 徳市君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
総 務 課 長	生井 光男君	企画財政課長	風見 好信君
税 務 課 長	瀬崎 始君	町 民 課 長	浜名 進君
福祉保健課長	関 好太郎君	生活環境課長	飯島 正男君
産業振興課長	青木 良夫君	都市建設課長	稲村 信義君
上下水道課長	上野 林作君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	水垣 進君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	斉藤 実君	公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	飯島 英男君
給食センター 所 長	生井 勝巳君	秘 書 課 参 事	岡田 昭夫君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 補 佐 外山 悦子
主 幹 岩坂 信幸

議長（生井和巳君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成21年12月14日（月）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 閉会中の継続調査の件

閉 会

日程第1 一般質問

議長（生井和巳君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、3番、中山勝三議員の質問を許します。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

まず、通告の1、女性特有のがん検診の推進についてお尋ねをいたします。疾病のがんは、何よりも早期発見・早期治療をすることで、高い確率で完治することができます。国ではがん対策推進基本計画、2007年6月の目標として、5年以内のがん検診受診率50%達成を打ち出しております。女性特有の乳がんや子宮頸がんの検診受診率は、欧米が70%

から80%あるのに対しまして、日本では内閣府の10月31日発表によると、子宮がんが37.2%、乳がんが32.3%の受診率であり、子宮がん検診は2007年9月調査よりも1.8ポイント減少しているなど欧米に比べるとほぼ2分の1と低迷をしております。子宮頸がんにおいては、日本では毎年推定で3,500人余りの方が女性の方が亡くなっており、特に20代、30代の女性の死亡が増加傾向にあるとのこと。そのような悲しいことにはなってほしくないです。

そこで、今年度から国内では乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、そして子宮頸がんの検診については、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方が無料で受診できるようになり、各市町村が実施主体のようであります。

そこで、まず第1としまして、当町の取り組み状況、そして対象者数と実績はどのようになっているかお尋ねをいたします。

また、あわせて過去のデータなどがあれば教えてください。

この検診を受けることについては、余り他の人に知られたくないというのが本音であり、特に若い人にとってはなおさらのことでありましょう。そこで、女性のライフステージに合わせ、検診率の向上のために無料のクーポン券と検診手帳を個別に送付するように全国のうち9割の自治体の実施をされているとのことあります。政府では、鳩山政権に移行してからの長妻厚生労働大臣も、この事業については継続することに前向きな姿勢を示しています。また、つけ加えますと、朗報ですが、子宮頸がんについては、外国で予防のワクチンが開発をされたということで、厚生労働省は9月29日に承認してもよいとの結論を出しており、主な原因となるヒトパピローマウイルスへのワクチンが年内にも国内での使用が開始される運びのようであります。ともあれ、女性の皆さんが安心して気を軽くして受診できることを第一として、クーポン券方式を採用する。そして、受診率の向上を図ることについての執行部の見解をお伺いをいたします。

通告の2に移ります。新型インフルエンザ対策についてであります。新型のインフルエンザは、ほとんどの方が免疫がない。感染力が非常に強い。原因のウイルスは人や生物の中でのみ増殖するというので、飛沫感染や間接を含めた接触感染により、特に若い人たちへの感染がしやすいということですが、まず今までに学校や学級の閉鎖はどれだけになっていますか、お尋ねをいたします。この予防としましては、マスクの着用や手洗い、うがいが有効ですが、ワクチンの接種が優先順位に順次実施をされてきております。

さて、通常の季節性のインフルエンザによる感染者数は、国内では例年推定で約1,000万人と言われております。その中で、死因別死者数によると、2005年では1,818人、また直接的及び間接的にインフルエンザによって生じた死亡推計する超過死亡概念では、年間死者数は世界で約25万人から50万人、日本で約1万人と推計されています。そこで、新型インフルエンザも季節性と同様に感染力は強いものの、多くの患者が軽症のまま回復しているとされているのは、また救いでもあります。しかしながら、新型インフルエンザのハイリスクとなる持病の慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、また重症化することがある妊婦、乳幼児、高齢者などが報告をされていますが、主に5歳以下の乳幼児がかかるとされるインフルエンザ脳症があります。当町では季節性のインフルエンザにおける65歳以上の高齢者の方などには、ワクチンの予防接種を受けるに当たり、町独自の助成として、1人1回2,000円、対象者数が3,600人ということで、720万円が計上されており、これによりたくさん的高齢者がインフルエンザから守られています。そして、新型インフルエンザ対策においては、生活保護世帯と町民税非課税世帯においては、予防接種が全額公費負担にするということで、この12月議会において補正予算で議決をされました。また、町民へも既に周知がなされておるところであります。

しかし、さきに述べたように、この新型インフルエンザには免疫がほとんどない乳幼児や若者など15歳以下が感染患者の85%を占めるなど大変に感染しやすく、義務教育であるところの小中学生が平等に予防接種が受けられるように希望者には学校において集団で実施することへの見解をお尋ねをいたします。

また、乳幼児などは重症化しやすいことなど小中学生を初めとして、県内44市町村のうち、独自に助成をしている自治体は11月9日時点で28市町村に及んでおります。このように少子化社会にあって、今後の社会を担っていく子供たちが新型インフルエンザの予防接種の負担を軽くするため、町として助成することについてどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

以上の2項目について執行部の具体的な答弁を求めて一般質問といたします。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 3番、中山勝三議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、女性特有のがん検診の推進についてということでございます。1つが当町の取り組みでございますが、国の定めた「平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要項」

に沿って実施しているところでございます。平成21年6月30日、これが基準日になるわけですが、八千代町に住民票のあった該当年齢の対象者に、がん検診手帳と無料クーポン券を10月の1日に郵送し、受診を勧めているところでございます。対象者は、乳がん検診が816人、子宮がん検診が対象者が700人、該当者には検診手帳と無料クーポン券が届いた後に予約を希望していただきまして、子宮がん検診については、2月の18日と2月の24日、この2日間、乳がんマンモグラフィー検診については、11月の20日と1月15日と1月24日、この3日間を集団検診の日程を設定しまして、既に実施した日もございまして、希望者の方には案内を差し上げているというような状況でございます。

乳がんの対象者数とその実績でございますが、乳がん検診対象者は816人と先ほど申し上げましたが、このうち希望者は210人、実績につきましては、これからということで、ただ11月20日の実施者数というのが出ておりますので、これは43人でございます。先ほど議員がおっしゃいますように、対象年齢というのが40、45、50、55、60となっておりますが、その年齢ごとの対象者数申し上げますと、40歳が142人、45歳が124人、50歳が169人、55歳が182人、60歳が199人ということで、合わせて816人となります。

子宮頸がんの対象者数と実績でございますが、対象者が合わせて700人、このうち希望者でございますが、142人でございます。実績については、これから2月の24日、検診を終了しておりませんので、まだ出ておりませんが、この700人の内訳ですけれども、先ほどおっしゃいましたように、20歳が138人、25歳が124人、30歳が147人、35歳が149人、40歳が142人、合わせて700人というのが対象者になっております。

その他、この2種のがんの過去のデータということで、まず乳がん検診でございますが、さかのぼって平成17年の数字になりますけれども、これ超音波とマンモグラフィーに分かれて推計対象者数ですけれども、4,518人中、受診者が305人、受診率6.75%、このうち要精密検査が10人ありまして、実際乳がん確定というのはありませんでした。マンモグラフィーについては、対象者は同じ数で、受診者が253人、受診率5.6%、精密検査に回されたのが11人で、これも乳がんが発見されたというのはございませんでした。あわせて、19年の数値もございまして、これも対象者は同じで、超音波の受診者が431人、受診率9.54%、これで精密検査が21人出ましたが、がんの発見者はおりませんでした。マンモグラフィーでも受診者が356人、受診率が7.88%、マンモグラフィーでも同じように、がんの発見者はおりませんでした。子宮頸がんについてですが、平成19年のデータを申し上げますと、推計対象者5,503人のうち受診者622人が受診しておりまして、受

診率11.3%で、精密検査に7人がありましたけれども、これで乳がん患者はおりませんでした。

続いて、クーポン券方式の採用についてということですが、国はこの無料クーポン券を使用しまして、国内どこでも希望する医療機関で検診が受けられるように想定をしたようなわけですが、一定基準の有効な検診を実施できる医療機関の数が限られております。医療機関で希望する方全員の受け入れができる体制が整っていないのが現状でございます。今後は医療機関検診のメリットあるいはデメリット等を十分検証した上で、医療機関検診についても検討をしてみたいというふうに考えております。したがって、今年度は従来どおりの集合検診ということで、クーポン券を使つての無料で検診が受けられるようにということで体制を整えているところでございます。

続いて、新型インフルエンザ対策についてですが、小中学校での希望者への集団接種についてですが、新型インフルエンザワクチンの接種に関する事業実施要綱により進めているところですが、新型インフルエンザの予防接種、これは任意接種ということになっております。これが原則であります。ワクチンの不足が当初考えられたために、国及び県が受託医療機関へのワクチン供給計画を立てまして、市町村が優先接種者から接種できる体制を整えるということになっております。

そこで、小中学生に対して保護者を通じ希望調査を実施しましたところ、希望者数は小学生が755人で、パーセントで53.5%でございました。中学生が355人で、49%の希望者という状況でございました。したがって、県からのワクチン供給量というのは、対象者全員来るわけではございませんので、今回小中学生に対しては60%のワクチンが配分されるという見通しになっております。

小中学生に対する集団接種について、町内の4医療機関の先生方に話し合いを持っていただきました。その話し合いの中で、4医療機関での、4つの医療機関での個別接種で対応していくというような結論をいただいております。この結果、4医療機関へ平等に県から配分されたワクチンが配分されていくと。接種希望者は直接医療機関へ予約をしまして、接種できることになるわけでございます。

就学前の乳幼児・小学生・中学生などへの町独自の助成をと……

(何事か呼ぶ者あり)

福祉保健課長(関 好太郎君) はい。接種希望者保護者からの希望はうちのほうであります。

町としては、国で示している方針の範囲で低所得者への公費援助、いわゆる生活保護世帯と非課税世帯全員への全額補助をすべく、今議会に補正要求し、先般可決をいただいているところでございます。現在のところは、さらに対象者を拡大して、町独自で公費援助をしていくという予定は現在のところございません。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 斉藤 実君登壇）

教育次長兼学校教育課長（斉藤 実君） 3番、中山勝三議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私に質問の事項ですが、新型インフルエンザ対策についての学校ごとの学級閉鎖というようなことでございますけれども、学級閉鎖につきましては、12月の9日現在の状況を申し上げたいと思います。小中学校合わせまして40クラスの学級閉鎖がありました。また、発症者につきましては、児童生徒合わせまして722名、児童生徒総数の約3分の1が感染したというような状況でございます。

次に、学校別に申し上げますと、西豊田小学校が8クラス、110名、安静小学校が5クラス、103名、中結城小学校が7クラス、150名、下結城小学校が9クラス、125名、川西小学校が1クラス、33名というようなことでございます。中学校になりますと、八千代第一中学校が8クラス、147名、東中学校が2クラス、54名というような状況でございます。現在は11日で学級閉鎖、すべての学校で学級閉鎖がなくなったというような状況でございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山勝三議員の一般質問に答弁したいと思います。

女性特有のがん検診についてということでございまして、三大疾病ということで、がんは非常に多いということでございまして、いろいろ女性特有、乳がん等々では、福祉保健課を通じまして、いろいろ受診等を指導しているところでございますが、できればもっと自主的に自分の体は自分で守るということで、どこの医療機関におかれましても、受診可能でございますので、産婦人科系統が。できればそういう形で半年に1回ぐらいは町民だれもががん検診、いろいろドック等にもありますので、入っていただきたいと

私は考えております。

新型インフルエンザなどもいろいろ希望もっておりますが、非常に最近新型で30%、40%も発病したという経過がございます。ワクチン等におかれましても免疫になった方が多いと。希望をとったところ、小学校では53%、中学生は49%ということで、ワクチンも十分間に合うと考えております。

そのほかいろいろ町助成ということでございますが、先ほどの議会で説明した低所得者については公費負担を実施したところでございますが、今後におかれましても、なかなか厳しい財政の中でございますので、福祉保健課長の申したとおり、現段階では町独自の予算で対象者を拡大して公費援助していく考えはございません。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま執行部からそれぞれの項目に対しまして答弁がございました。

最初に、通告の1のほうの女性特有のがん検診についてでございますが、受診率におきますと、この対象者の中において非常に少ない状況でございます。もちろんこれは各自の希望でございますから、これについて強制に行うことはできないわけでございますけれども、しかしながら、この例えば乳がんについても、対象者の中のいわゆる約5%ぐらいというような状況ということで、まだまだこの受診をする人が少ないということでございます。

先ほどの福祉保健課長の答弁の中では、この検診を受けた方の中では、幸いにして要精密をしたところ、精密検査をしたところ、がんというのは認められなかったというようなお答えでございました。しかしながら、この日本のいわゆる三大疾病の一つであるがんということで、現実にはこういうことで亡くなっている方がたくさんいらっしゃるわけでございますので、これに関しましては、引き続き行政としまして、このクーポン券方式の今後の継続、これは先ほども紹介しましたように、長妻厚生労働大臣もぜひ続けていきたいと言っているようなことでございますし、継続を望むわけでございます。それは今後への要望としておきたいと思っております。

さて、この2項目めでありましたその新型インフルエンザ対策についてでございますが、

この中で、ここに茨城県内のいわゆる助成の状況というものがありますので、若干ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。生活保護世帯と非課税世帯に対する助成というのは、国からの交付金等も含めまして、県内全市町村が行っているわけでございます。八千代も先般の議会でこのとおり議決されたところではありますが、この茨城県の県西地域におきましては、このいわゆる任意のといいますが、町独自の、市町村独自の助成というものをしていないのは、下妻市と八千代町であります。ここにつくば市が入ってまいりますけれども、つくば市、下妻市、八千代町、県西ではこの自治体が独自の助成はしていないということでございまして、ちなみに1歳から小学3年生までにおいては、県内28の自治体、そして小学校6年生修了までが26、中学生までが25自治体ということで、金額はさまざまあります。1回のみ全額とかということもございまして、1回につき1,000円とかということもあります。そういうふうな助成をしている状況であります。

また、妊婦へのワクチン接種については、44市町村のうち31の市町村が助成をしているという状況でございます。今回に限らず、この財政が厳しいということは重々わかるわけでございますけれども、やはりこの子供たちから特にこの若い今回のインフルエンザについては、若い世代の方たちが非常にかかりやすいということで、先ほども報告ありましたように、いわゆる小中学生の中においても、3分の1に当たる方が感染をしたというようなことでございます。これについて、もう一度町長の見解をお願いできればというふうに思いますので、お願いいたします。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 県下で28市町村が公費負担とかと言われておりますが、なかなか厳しい財政の中でありますので、現在の段階では公費負担ということは考えておりません。いろいろワクチン接種については、順序がございしますが、できれば順序に沿って今後の課題としては取り上げていきたいと考えておりますが、現段階では公費負担ということは考えておりません。それで、ご了解をいただきたいと思います。

議長（生井和巳君） 最後、再々質問ありますか。

3番（中山勝三君） 以上で終わります。

議長（生井和巳君） 以上で3番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、1番、大久保弘子議員の質問を許します。

1 番、大久保弘子議員。

(1 番 大久保弘子君登壇)

1 番(大久保弘子君) ただいま議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、まず1番目に、県の受水費の値下げについてお伺いしたいと思います。関東一高い水道料金、利根川を渡ると茨城の水は2倍になる。これは他県との比較での水道料金のことです。当町では現在1日1,700立方メートルの県水を買っております。地下水が1日5,100立方メートルで、合わせて1日最大6,800立方メートルの取水量ということになります。実際は19年度実績で1日最大給水量は4,596立方メートルで、1日平均ですと3,806立方メートルになっております。地下水だけで十分間に合うのに、高い県水を1,700立方メートルも買っている状況です。町の水道だけを買って使っている家庭では、月1万円を超える水道料金で、家計費が圧迫されております。母子家庭のあるお母さんは、「現在のアパートは通勤や通学に不便だけど、自家水で水道料金がかからないので、あえてそこに住んでいる」と言っておりました。給水人口はわずかながら増加する傾向が見られるが、節水機器の普及並びに社会経済の停滞の起因により、近年減少傾向が見られ、水道水の使用量の増加は見込まれないと思われる。さらに、県から買い入れる県水の費用、受水費は、市町の水道事業では最も大きな支出となり、今後の水道事業をさらに圧迫することが懸念されるので、平成22年度以降の料金について再度ご検討、値下げをいただき、水道事業経営の安定化並びに健全化のご指導、ご尽力をいただけるよう強く要望しますという趣旨の意見書が今年の7月1日付で県西ブロック市町長会13名連名で県知事あてに出されました。責任引き取り量の見直しと受水費の値下げは、県内の日本共産党市町村議員が長い間要求してきたものであり、直接企業局とも何回か交渉をしていたものです。今まで企業局の答弁は、市町村が欲しかった水道料で押しつけてはいない。市町村と一緒に値下げの交渉をしてくるならば応じないこともないということでした。11月20日に日本共産党県議と県西広域水道関係市町議がさらに値下げについて交渉しました。7月の県西市町長会での決議は高く評価するものですが、県の企業局の回答は得られているのかお聞きしたいと思います。

また、平成22年度は契約水量の契約更新といいますが、5年ごとの見直しの時期であるともいうことですが、余りある地下水があるのに、高い県水を買っていることが高い水道料金につながっています。県水の必要性が問われます。契約水量の縮小を求めるも

のですが、町長の見解をお伺いします。

2番目ですが、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。懸念されていた新型インフルエンザの集団感染が日を追うごとに拡大し、学級閉鎖が相次いでおります。これから本格的な冬に向かってますます感染が広がることが危惧されておりますが、重症化しやすい子供や持病のある人に対しての医療体制の確立が急がれます。町からこの間2度にわたって別刷りのお知らせ版で対策と予防接種について知らされました。また、小中学校の感染状況や学級閉鎖について、教育委員会のほうからも随時ファクスが届きますが、町民の不安は日ごとに募っております。そこで、次の点を質問をいたします。

1つは、予防ワクチンの確保は十分かということです。先ほど中山議員さんからの質問の答弁もありましたけれども、私もこれを質問させていただきます。

2番目として、ワクチンの公費負担の対象が町民税非課税世帯と生活保護世帯ということですが、妊婦さんや死亡率の高い乳幼児、また持病のある人に対しても公費負担を拡大することを求めます。県西の自治体では、先ほどもありましたが、下妻市、八千代町だけという、公費負担を行っていないのは、そういうこの2市町だけになるわけですので、ぜひともこれを拡大をお願いしたい。

それから、3番目ですが、ワクチン接種の実施時期が中高生は、来年1月以降となっております。受験シーズンを迎えるに当たって、父母の皆さんがとても心配しております。受験生の予防接種の優先順位を繰り上げることはできないかお聞きをいたします。

4番目に、児童生徒でぜんそくの持病を持っている人把握はしているか。また、感染予防策として、加湿器の使用は有効です。他市においても実施されておりますが、小中学校に加湿器の設置が実施されているかお尋ねいたします。

5番目に、他市では緊急措置として、資格証明書の世帯に対して、短期保険証を発行し、簡易書留で送付したということがあります。国保税を滞納していて、資格証明書になっている人が医療機関で受診した場合の扱いはどうなるかお聞きをいたします。

3項目です。国保に関連して次の質問をいたします。国保税は本当に高いとみんなが実感しています。世帯主が病気でもしたら、途端に払えなくなってしまうような高過ぎる保険税が課せられるようになったのは、1984年の国保法改定以降、国庫負担を減らしてきたことが大きな要因です。現在失業や営業の悪化で、多くの国保世帯が生活が苦しくなり、国保料が払えない状況が続いています。市町村国保の総収入に占める国庫負担は49.8%から2006年には27.1%に減少しました。さらに、2007年度実施からの滞納世帯

への資格証の発行、それから短期保険証に切りかえることなど国保証の取り上げが義務づけられました。それによって保険証がなくて、病院になかなかかかれないという状況が生まれています。

そこで、申請減免についてお伺いいたします。申請減免は、各市町村が条例や長の権限で適用基準を決めている制度です。減額だけでなく、免除もあります。対象を災害、病気、失業など一時的な収入激減に限定している市町村もあれば、恒常的な低所得にも減免を適用している市町村もあります。母子世帯や障害者世帯など生活が困難な世帯に対しても制度を設けている市町村もあるということです。当町の対象はどうなっているのかお聞きをいたします。

2番目に、旧政権では、派遣切りなどが大きな社会問題になり、申請減免の拡充をせざるを得なくなり、今年5月、失業によって健保から国保に移った人に対して、市町村が国保税の減免措置をとった場合、国が財政支援をする措置をとりました。中・低所得者が国保税を払えなくなる事態が深刻化しています。申請減免制度の周知徹底を図り、活用しやすくすること、失業や倒産などで急激な収入減に陥った人はもちろん、広範な低所得者を対象とした制度に改善していくことを強く求めます。

3つ目に、市町村当局は本来国保税を払えない人に対して、きめ細かな対応をする義務があります。当町におかれましては、支払い猶予や分割納付などの相談に対応されていると思いますが、支払い猶予については、猶予期間はどのようになっているかお尋ねをいたします。

次に、医療費の窓口負担についてお伺いをいたします。9月議会でも取り上げた問題ですが、国保法第44条は、国保に加入する低所得者に対し、窓口負担を軽減、免除する制度をつくるよう義務づけています。災害などによる一時的な収入減に対し、対象を限定するなど制度が生かされていない現状があります。しかし、貧困と格差が社会問題化し、窓口負担を苦しめた受診抑制や医療機関の未収金問題が深刻化する中、今年6月、窓口負担の減免を行った自治体に財政支援を行う方針が打ち出されました。こうした中、国保法第44条に基づいて、窓口負担の減免制度を新たに整備する自治体も生まれています。愛知県のある市では、国民健康保険一部窓口負担金の免除、減免、減額及び徴収猶予に関する規則があり、減免申請ができる人として、事業または事務の休廃止、失業などにより、収入が著しく減少したときなど4項目を定めています。世帯の実収入月額が基準生活費の115%以下の世帯は、一部負担金、窓口負担が免除、同じく115%以上から

120%以下の世帯は、窓口負担の10分の8が減額、120%以上から130%以下の世帯は2分の1が減額、130%から140%以下の世帯は、徴収猶予としています。当町におかれましても、窓口負担が払えず、受診抑制で、重症化や死に至る人が出ないように、制度の改善、拡充を求めます。また、住民への広報活動を徹底することを求めます。

次に、国保に関連して、短期保険証の交付状況と「留め置き」について質問をさせていただきます。不況で失業者や生活困窮者がふえ、暮らしが大変になっています。国保税が払えず、短期保険証に切りかえざるを得ない人がふえていると思いますが、1つ目、交付状況はどのようになっているかお聞きをいたします。

2番目に、多くの自治体で短期保険証の更新に当たっては、窓口で納付相談がされ、幾らかの保険税を納めないと保険証を交付してもらうことができません。そのため、窓口にとりに行かず、役所に短期保険証がとまったまま留め置き状態になっていると聞きます。ある市では新型インフルエンザ対策で、今年5月に郵送措置がとられ、早速63件の受診があったといいます。いわゆる留め置きの短期証はどれくらいあるのかお聞きをいたします。留め置きになっている短期保険証の世帯の中、中学生以下の子供がいる世帯は存在しないのかお聞きをいたします。

さらに、多くの国民の声に推されて国保法が改正され、今年4月から資格証明書を発行している世帯で、中学生以下の子供がいる世帯においては、短期保険証を交付することになりました。子供世帯への短期保険証は6カ月とされていますが、この10月で期限が切れたわけです。引き続き再交付されているのかお聞きをいたします。

以上で質問を終わります。

議長（生井和巳君） 上下水道課長。

（上下水道課長 上野林作君登壇）

上下水道課長（上野林作君） 1番、大久保議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、冒頭の質問の内容なのですが、先ほど県水が1日当たり最大1,700立方メートル、地下水が1日最大5,100立方メートルとおっしゃられましたけれども、地下水につきましては3,400立方メートルでありまして、合わせて5,100立方メートルということになっておりますので、数字の訂正をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に対してお答えしたいと思います。県西広域水道用水供給料金の見直しという点ではありますが、この県西広域水道用水供給事業は、昭和54年度に県が水源を確保し、受益市町村に水道水を安定的に供給する目的で、用水供給事業が始まって

おるところであります。平成6年の11月には暫定的ではありますが、受水が開始をされまして、平成12年4月より関係する全市町村に現行の料金で供給がされております。

しかしながら、県西広域水道用水供給事業による受水費は、関係市町において水道事業経営の健全化にとって最も大きな支出となっており、水道事業会計の累積欠損が生じて水道事業経営を圧迫している状況にあります。

このような状況の中で、県西広域用水供給事業会計は、平成19年度に累積欠損金を一掃しまして、平成20年度からは黒字、いわゆる利益剰余金を確保しておると聞いております。

このような状態にありますので、受水している関係市町が協議をしまして、7月の1日に統一要望書を提出しました。現在までにはまだ回答が返ってきていないのですが、値下げに向けて今後とも強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、八千代町の水道用水については、県の条例がありまして、地下水の採取の適正化に関する条例第3条により採取する最大1日当たり850立方メートルの地下水と、平成6年度から契約をしております県西用水、1日当たり最大1,700立方メートルを受水をして、各家庭のほうに供給しております。なお、契約水量の見直しという点であります。県西水道事務所に確認しましたところ、関係市町とも契約の変更はできないということをお伺いしております。このような見解でありますので、先ほど申し上げましたように、関係市町が統一要望書ということで、平成22年度の県西用水受水費の料金の値下げに向けて要望書を提出したところでありまして、今後も強く要望していきたいと考えておりますので、大久保議員さんにおいてもご指導とご理解のほどをお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

新型インフルエンザ対策についてということで、まず予防ワクチンの確保は十分かということですが、ワクチンにつきましては、原則国とこの医療機関、受託医療機関に県が計画した配分に基づいて配分されるものでありまして、八千代町の受託医療

機関にだけ特別対象者数のワクチンを希望しても、希望どおりに通るというものではございません。もともとこのワクチンにつきましては、国内製造量というのは、対象者全員の製造が足りない状態でありまして、そういった観点で、優先順位を設けて、順次希望者に接種していこうと、こういう考えに基づいて順次ワクチンの配分が行われているということでございます。その足りない部分を輸入ワクチンで対応していこうということでございます。

また、このワクチンについては、医療機関が購入するわけですが、返品がききません。したがって、接種者が100%になるということはないと思われまして、各医療機関はどのくらいの量のワクチンを購入するか、こういう難しい判断になってくるかと思うのです。現在のところ、これ優先順位、小中学生の場合申し上げますと、接種希望している数のワクチンは、町内4医療機関合計すれば足りる数が確認できております。これは小中学生用として配分されるワクチンの量は、対象者数の60%と先ほど申し上げましたけれども、ところですが、接種の希望者は小学校で755人、中学校が355人という状況から申し上げられるものでございます。あとは優先順位の対象者が決まっているわけですが、その優先順位に基づいてワクチンの配分も行われるということになります。1月になれば輸入ワクチンが入ってくるものと思われまして、ワクチンの供給量は一段と多くなっていくのではないかというふうに思われます。したがって、優先順位の方以外でも接種希望者がその段になれば実施できるのではないかというふうに思われます。

公費負担の対象者拡大についてにつきましては、先ほど中山勝三議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。

ワクチン接種の実施時期についてですが、茨城県の接種計画に沿って優先順位があり、それに基づいて実施をされると。12月の10日現在で接種対象者と開始時期につきましては、医療機関によっても多少違いますが、小学1年生から3年生、これは12月14日から接種可能と、小学4年生から6年生は12月14日、これも接種可能と、これらはいずれも当初1月中旬からというふうな予定でありましたが、前倒しになってきているということでございます。1歳未満児の保護者、これも12月14日から接種可能と、中学生でございまして、これは12月の21日から接種可能というようなことで、これも中学生については、当初は1月中旬の予定でございました。それがやはり前倒しになって、12月21日から接種可能ということでございます。順次そういう形で優先順位を設けて実施していく

というようなことでございます。これ以降は高校生、高齢者に順次接種が開始されるものと思われまます。

ぜんそくなど基礎疾患者数というのは、申しわけありませんが、ただいま手元にその数というのは把握しておりませんので、後日ご報告させていただきたいと思ひます。

資格証明書の人の対応ということでございますが、医者にかかる場合というようなことで、通常医療機関にかかる場合と変わりありませんが、新型インフルエンザワクチンの接種については、保険適用外、実費負担ということになります。低所得者、非課税世帯であれば公費負担となりますが、ワクチン接種以外で医者にかかるという場合は、通常の診療と変わりございません。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 齊藤 実君登壇）

教育次長兼学校教育課長（齊藤 実君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

私への質問は、インフルエンザ対策に対する中で、小中学校の加湿器の設置についてであります。インフルエンザの流行によりまして、ぜんそくなどの呼吸器疾患を持ちます児童生徒が感染した場合には、重篤化する症例が新聞などの報道機関の中で取り上げているところでございます。これらを踏まえまして、各学校ではうがいあるいは手洗いの励行、それからマスクの着用など感染防止に努めているところでございます。さらに、例年乾燥する時期となりますこれからの冬季に流行します季節性のインフルエンザに備えまして、各学校とも以前から教室に加湿器を設置し、空気の感染による感染拡大を防止をする措置を講じているところでございます。なお、ぜんそくの疾患のある児童生徒につきましては、各学校とも疾患がある生徒がござひます。総勢で約60名の児童生徒の疾患があるというようなことで学校のほうから報告を受けているところでござひます。

以上でござひます。

議長（生井和巳君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。と思ひます。

私への質問は、国民健康保険関連の申請減免制度についての当町の対象、対象を広げ

る周知の徹底、支払い猶予の期間についてであります。

まず、当町の対象であります、八千代町国民健康保険税条例第26条にありますとおり、対象者につきましては、第26条の第1項第1号で、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者、第2号では、当該年中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者、第3号では、前2号に掲げるもののほか、特別の事由があるものが対象でございます。減免を受けようとする場合には、減免申請書に理由を添付して提出してもらうことになります。

次に、減免の対象を広げるということではありますが、国民健康保険税は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ国民健康保険制度を維持していくため、財源確保は極めて重要な課題であります。財政が大変厳しい状況でありますので、担当課といたしましては、大変難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、支払い猶予の期間についてではありますが、八千代町国民健康保険税条例、補則第27条によりまして、八千代町国民健康保険税の賦課徴収につきましては、八千代町税条例の定めるところによるとなっておりますし、施行規則についても賦課徴収については、八千代町税条例施行規則を準用しております。

納税の猶予につきましては、地方税法第15条第1項及び八千代町条例施行規則第6条によりまして、一時に納付し、又は納入することができないと認めるとき、一時に納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として申請に基づき一年以内に限りまして徴収を猶予することができることとなっております。

また、やむを得ない理由があると認めるときには二年まで猶予をすることができることとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

国民健康保険税の財源確保は極めて重要な課題でございます。納税に対しまして、納税者の方が相談に来ましたら、ぜひ税務課まで来ていただき、納税の相談をしていただくようご指導いただけますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答えします。

私への質問の分なのですが、医療費の窓口一部負担について、制度の改善、拡充について広報活動の徹底ということではありますが、医療費の窓口一部負担減免、利用状況及

び実施基準につきましては、9月の第3回議会定例会において、大久保弘子議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。

さらに、今回の質問であります制度の改善、拡充につきましては、八千代町国民健康保険規則でこの制度の基準を定めておりまして、この規則により実施していくものと考えております。また、広報活動の徹底ということにつきましては、「広報やちよ」等で今後住民にお知らせしていきたいというふうに考えております。

続きまして、交付状況でございます。短期保険証の交付状況と留め置きについてということでございますが、短期保険者証の交付状況につきましては、時期的に、時間的にずれますので、年度当初4月1日現在ということで数字をとらえさせていただきまして、6カ月が32世帯、3カ月が77世帯、1カ月交付が9世帯、合計で118世帯でございます。

留め置きの短期保険証はどれくらいあるのか、留め置きの世帯の中に中学生以下の子供のいる世帯はということでございますが、この留め置きということにつきましては、資格証明書というふうなことで解釈しますと、12月1日現在で18世帯でございます。また、資格証明書交付世帯の中で中学生以下の子供がいる世帯は1世帯でございます。

子供の短期保険証は6カ月とされているということで、期限が切れた場合の短期保険証の再交付はということでございますけれども、期限が切れる前に被保険者証を交付しておりますので、これは問題ないかと思っております。

以上です。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保弘子議員の一般質問に答弁したいと思います。

県西広域水道用水の供給料金見直しということでございますが、上下水道課長が申したとおりであります。県へ4月1日に行っております。役員、市町村長ということで、筑西市、結城市、常総市、境町、代表が筑西市の市長さんであります。県の回答は来ておりません。多分料金の見直し等におかれましても、企業局としては、我々は希望的には多少見直してもらいたいが、多分見直しは絶望感があるのではないかと思います。

また、契約水量におかれましても、八千代町はもう少し契約水量が割り当てになっていますが、謝りまして、地下水に頼っているような状況でございます。今後地下水等におかれましても、地盤沈下等もありますので、将来は県水の水道一本にしていきたいと私は考えております。

新型インフルエンザについては、関係課長から申したとおりでございます。

そのほか、国民健康保険税等におかれましても、何回も質問等もいただいておりますが、国民健康保険税で国民健康保険制度を維持していくための財源でありまして、財源確保は極めて重要な課題であります。町の国保財政状況につきましても、近年景気低迷によりまして、税収は下がる一方、1人当たりの医療費は依然として右肩上がりということで、ふえ続けているのが現状であります。減免の対象や支払いの猶予につきましても、条例や規則等に従い実施していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。いろいろ愛知県の話も、愛知県はトヨタ系統で景気がいいということで、茨城県でも東海村が原子力抱えておりますので、いろいろな減免措置をしているような状況でございます。

そのほか、医療費の窓口一部負担の減免制度の改善、拡充ということでございますが、国民健康保険規則に従い実施しております。国保会計の財政状況等を考慮すると、町独自の制度の改善、拡充についても実施は難しい現状であります。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

1番、大久保弘子議員。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） 議長より許可がありましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目の県水の問題ですけれども、ただいま契約の水量の変更とか、県水の水道料金の問題でご答弁をいただきました。なかなかその県水を引き下げるという要望に対して、県のほうでは絶望的という町長の答弁がありましたけれども、さらに強く要望をさせていただきたいと思っております。

また、私の先ほどの質問の中で、水量の問題について資料等、入手した資料に基づいて質問をしましたが、その水量についての当局との答弁の内容で違いがあるところはおわびをしたいと思います。

また、契約水量、22年度については、5年に1度の契約更新ということになりますが、県からの割り当てだから仕方がないというようなことではなく、次期事業計画が遂行されることにまたこれからなると、倍くらいの水量を受水するようになり、したがって、水道料金もそれに伴うものになると聞いております。市町長会一体となつての水量

の見直しを求めていくのが大切ではないのかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

それから、留め置きのことについてですが、留め置きをされている世帯について、資格証明書という形で対応するというようなことが言われました。それで、その資格証明書に切り替えられた世帯の方たちが、例えばそういう緊急のインフルエンザにかかったりした場合に、窓口での医療費が全額負担になって、結局はなかなか受診を受けられないようなことで重症化するというようなことになりかねないものです。そのインフルエンザの流行、期間、そういうところに対しての資格証明書世帯に対する対応、その短期保険証に切り替えるとか、資格証明書の保険証を通常の保険証に切り替える。先ほど質問でもやりましたように、その他の市町村のように、短期保険証を交付する、郵送、書留などで送ったというようなところもありますので、ぜひそういう形で取り扱っていただければと思います。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 1番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

短期保険証で対応というふうなことでございますけれども、資格証明書世帯につきましては、先ほど言いましたように、18世帯ほどございまして、まず全部短期保険証で対応できる世帯でございます。実際短期保険証の世帯なのですけれども、納税相談も何ものなしに町に対しまして一切音信不通というふうな世帯が212世帯ございます。これは先ほど税務課長のほうからの答弁にありましたように、納税相談も何ものなし、何の連絡もないというふうな世帯でございまして、こういった世帯につきましては、私は保険証がないのだということで、資格証明書ももらっていないというふうな世帯かと思っております。こういう世帯に関しましては、ぜひ税務課なり、町民課なり、窓口で対応して、ご相談いただいたり、ご連絡いただければというふうに思っております。

もう一つ、緊急にインフルエンザが悪化して、医者にかからなければならないというふうな状況になった場合につきましては、保険証がなくても医師のほうは、病院は来た者は拒めないというふうな状況でございまして、あなたは保険証がないから診療を拒否しますというようなことはできませんので、それは人命優先ということでございまして、保険証がなくても、まず病気を治すことが先決でございまして、かかっていたらどうかようにご指導いただければと思います。ただ、保険料も払わない、医療費も払わないというふうなことではやっぱり公平負担の法則から反しますので、もちろん税金も納め

ていただきながら、医療費のほうも払えるような形で生活のほうも頑張っていたければというふうに思います。

以上です。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 県西ブロックの市町村は、契約水量の見直しは、料金の見直しだけで、多分料金の見直しは我々が要望するところでありまして、契約水量は絶対見直しはしないと思います。大久保議員は契約水量の見直しというのが、県も地下水の枯渇とか、あるいは県民の健康の確保の観点から、水質のよい健康確保の立場から水道量を確保するというので、契約水量は見直しは絶対引き下げないと。我々は契約料金の見直しということでございますが、そういうことでお願いしたいと思います。町もそういう姿勢で進んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（生井和巳君） 最後、再々質問ありますか。

1 番、大久保弘子議員。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 議長の許可ありましたので、再々質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの町民課の課長のご答弁がありました。留め置きの家帯について連絡がないのが212世帯とありましたが、この世帯についてきちっと対応をされているのか。訪問などをした対応、そういうものはしているのかということをお聞きしたいと思います。

また、県内の窓口留保状況を見ますと、筑西市、古河市、大洗町など10市町村が窓口留保者がゼロになっています。これはやはり資格証明書を発行しないと決めた市町村が多いと思いますが、当町はほかの市並みの留保者数になっております。早急に対策を求めますが、いかがでしょうか。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 大久保弘子議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました212世帯留め置きというふうなことでおっしゃられておりますけれども、この世帯は全員滞納者世帯でございます。普通の滞納がなければ、すべて3月末までに被保険者証を郵送で交付しているというふうなことでございます。

それと、2つ目の再々質問なのですけれども、窓口負担がゼロにしてある市町村が10市町村というふうなことなのですが、その辺ちょっと申しわけありません。どういうことかもう一度。2つ目のほうわからないのですが。

1番（大久保弘子君） 窓口の留保状況について、他の市町村の状況を例に挙げて、当町の状況は市並みの窓口留保があるので、そういうことを考えて。

町民課長（浜名 進君） 窓口留保というふうなことをございますけれども、基本的に被保険者証は通常完納しておれば、全部郵送で全世帯に発送しておりますし、滞納がある場合には、こちらから文書等であなたは滞納があるので、納税してくださいというふうなことで多分連絡はとっているかと思うのです。窓口留保というのは、窓口に来ても渡さないというふうなことで解釈した場合には、相談状況に応じて少し納税してくださいというふうなことでお願いするようなことだと思います。緊急の場合には、一銭も払わなくても、状況によりまして短期保険者証を発行しているような状況でございます。

以上です。

議長（生井和巳君） 以上で1番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

持ち時間でありますけれども、なるべく簡単にしたいと思いますけれども、新型インフルエンザについてでございますけれども、これにつきましては、先ほど来共産党の大久保議員、公明党の中山議員から質問がありましたので、大体出尽くしているようでございますけれども、若干違う角度の中で質問させていただければありがたいと、こう思っています。

この新型インフルエンザにつきましては、私の私見ではございますけれども、何か私らの小さいころを含めまして、家庭の屋敷内に豚あるいはまた鶏等を各家庭内に、いわば家庭用雑排を処理するために飼育していたときにもう生まれていた人たちには、何かかからないのではないかと。そういう人たちがやや抗体を持っているのではないかと、そういう感覚を持っている一人であります。当然当町におきましても、そのような傾向にあるのではないかと、こういうふうに思います。

そして、基本的には学校教育関係のほうのお話にも先ほど論議されておりますけれど

も、各項目でわかりやすくお聞きをしていきたいと思いますが、まず福祉保健関係につきましては、大人の発症というものが町内で確認されている人数があるのかどうか、そういう事例があるのかどうか。そういうことの関係におきまして報告があるのかどうか。

それから、子供たちがいわば先ほど町内の4医療機関について論議されているわけですが、では小中も含めた、幼児も含めた中で常にいわばどこかに、子供たちは小児科関係におきましては、特に特定の病院というか、医療機関を定めて行っているようですが、そういうところでも接種が希望が枠があったときはやってもいいのだと、こういうふうな中で接種している子供も、ワクチンがあいていればやれると、こういうことでやっていると聞いていますけれども、それでも可能なのかどうか。当然八千代町は先ほど来町長からもありましたように、助成金がありませんから、では町では4医療機関でやらない場合は助成外ですと、そういうことではなくて、結城や、あるいはまたよそへ行きますと、よその機関との兼ね合いをとらないと、なかなかその辺の助成のあり方が難しいのだと、こういうことを聞いているようですので、その点もお聞きをしたい。

それから、福祉保健課の認識の中に、先ほど報告772名という数字が先ほど学校教育関係からいきますとあるわけですが、いわば発症という論理からいきますと、発症した子供は、もうこの生ワクチンを接種しなくていいとみなすことが正しいのか。いや、1回発症しても、それはいわば新型インフルエンザの接種をやるべきなのだと、こういうふうに解釈すべきなのか。

最後に、接種のこの確認を、学校関係も含めた中で大人も含めて接種をしたという、接種済みの確認を今後の中でどのような形で接種確認済みを町は把握しようとしているのか、その点をまず福祉保健課長のほうへ聞きたいと思います。

次に、学校教育課長のほうの関係になるかと思うのですが、学校の40学級が閉鎖されていると。現状では多分ないのだろうというふうに聞いていますけれども、学級閉鎖をするときに、極端に、私らの孫もいますので、38度を超えた子供が2日間続くと、新型のインフルエンザにいわば認定しているのだろうという認識が私の中には学校にあるのですが、その場合に、1クラス仮に30名としましょう。30人の学級に何人の子供をもってしていわば学級閉鎖と判断をしているのか。そしてまた、閉鎖日数は幾日としているのか。当初の出だしのいわばパーセントと、何人をもってしてというパーセントが出だしのころと今の時点では違うと聞いていますし、また閉鎖日数も5日だという話もあっ

たし、7日だという、土、日を入れてですよ。5日だという話も聞かし、7日だという話も聞くわけですが、現状はどのようになっているのか。その点をまずお聞きをしたいと思っています。

以上です。あと、町長のほうにおけるインフルエンザの関係の助成金等は、共産党、公明党で口酸っぱくするほど言ったようですが、銭ないということで終わりのようですから、その先はありませんので、それはお答えしなくて結構でございます。

では、よろしくどうぞ。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

新型インフルエンザについて、町内の発生状況ということで、中でも大人、社会人の発生状況ということでございます。これにつきましては、当初国の監視体制といいますか、サーベイランス体制によりまして、患者発生の全部の数、全数把握を当初しておりましたが、7月24日までの発生状況というのは、町内ではありません。その後1週間以内に2名以上の集団発生があった場合、各医療機関から保健所への報告義務というふうになってまいりました。10月からは全国医療機関を決めまして、定点医療機関というふうに申しておりますが、インフルエンザの患者数を把握することにより、全体の発生動向を把握するようになっています。これは新型であるか、季節性であるか、全部の数を調べているわけではありませんので、推計というふうになっております。

町内につきましては、保育園での累計患者数というのは、ゼロ歳から5歳児までの児童数が30名というように把握、つかんでおります。それと、保育園の職員2名というのもつかんでおります。ただ、一般の社会人につきましては、各医療機関でその集団発生でないと、保健所への報告義務というのもございませんので、人数の把握というのはいないのが現状でございます。

その他、介護、老人福祉関係施設の集団発生は、今のところございません。ただ、障害関係施設で11月19日から23日の間で14人の患者報告があります。

小児科ですが、もちろん町内4医療機関にワクチンが県から配分されてくるわけですが、もちろんこれまでもかかりつけの医者があるかと思しますので、それは町外のかかりつけの医者にかかるというのもそれは可能でございます。

それと、1度かかってしまった方、これは免疫ができますので、ワクチンの接種は必要ないかとも思いますが、ただ、ワクチンの接種をしても弊害がないというふうに言われております。

ワクチン接種をした確認済みという話ですけれども、これは町では把握するというようなことは、これはどんな場合を想定しているのでしょうか。把握済み証というのを、例えば会社などでワクチンを接種必ずしたよというようなのを提示を迫られているというような話も聞く、そういった関係でワクチン接種済みというのが必要になってくる場合というようなことなのでしょうか、その辺確認させていただきたいと思います。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 斉藤 実君登壇）

教育次長兼学校教育課長（斉藤 実君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、学校の基準でございまして、先ほど関福祉保健課長からもございましたが、当初の基準につきましては、県等の通達等も踏まえまして、同一集団、クラスあるいは同じような部活の中で7日以内に2名以上の感染者が発生したときには学級閉鎖というようなことでもございましたけれども、その後、各近隣の状況あるいは発症者については、もちろん静養が必要ですが、健常者の方の学校に対する状況等も踏まえまして、9月の教育委員会の中で議題として検討しまして、9月25日から15%に繰り上げたというようなことがございます。またさらに、12月1日からはこれから季節性のインフルエンザも当然出てまいりますので、例年どおり学級閉鎖については20%というようなことで、2度ほどパーセントをかさ上げたというようなことでもございます。

そのような状況から、今回先ほど申し上げましたとおり、40クラス、722名の児童生徒が発症したというような状況にございます。

以上でございます。

（「何日閉鎖、閉鎖は何日」と呼ぶ者あり）

教育次長兼学校教育課長（斉藤 実君） 失礼しました。閉鎖期間につきましては、発症が発覚後、翌日から7日間というようなことになってございます。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 今インフルエンザの件につきまして、いろいろ福祉保健課と、それから学校の関係から聞きましたけれども、先ほど接種の確認ということにつきましては、基本的には小学校、幼児も含めまして、前もって注文をというか、予約をとるわけですから、それらの行ってきたその確認をやはりすべきだと。助成金制度を用いない立場ではありますけれども、では実際にそれらの予約、各小中だと思うのですが、取りまとめておる部分を当然そこに優先権も与えられるわけですから、その予約制度をした人たちが接種をした後については、行ってきた後の報告事項をやっぴり私はすべきだと、そういうふうに思っていますので、その点をお聞かせ願えればと。

今言った学級閉鎖の問題については、基本的に今現状においては、例えば30人の場合には、2・3が6ですから、6人のいわば休みという子供たちがいた場合には、その学級はその次の日から1週間、いわば土、日を挟んで少なくとも5日間の授業日がいわば学校へ来ないでいいというふうに強制的に処置をとるわけですが、この後について、通告にあるのですが、教育長、1つぐらい質問あったほうが給料の分働いてもらうようお願いしたいと思うのですが、これ40クラス関係が閉鎖された現実があるわけですが、ではこれについて多分にその教諭はそれなりの対応をとっていると思うのですが、補習授業関係を行う考え方を学校では持っているのか、あるいはまた教育委員会でこういうふうな形で冬休みなり、あるいはまた違う形で5日間のおくれを補習で補えというふうな形を用いるつもりがあるのかどうか。もしあるとするならば、私は基本的に各小中の各学校での対応ではなくて、ある程度は統一した形で教育委員会のほうから指示を出してもらったほうがやりいいのではないかと、そういうふうに思いますけれども、現場までは私立ち入ることできませんので、その場合には各小学校に任せますよという話なのか、いや、休んでいる間の5日間で各先生方が対応して、十二分に補習体制はできているので問題ないというのであれば、それはそれでまたその考え方でありましようけれども、その点についてお聞かせを願えればと。

以上です。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） ただいまのご質問ですが、ワクチン接種した方への確かに接種済んだよというような接種済み証とございますか、そういったものかと思いますが、聞きますと、医療機関でもそういった例えば会社とか、そういったところから要求

されて、医療機関を訪ねるといふようなので、ほかでなくても混雑している中で、大分混乱して控えるようにといふような話も聞いております。したがって、ワクチン接種済みといふようなのを医療機関から発行してもらふ形になるかと思いますが、それについてはまた学校教育課のほうとも詰めてまいりたいといふふうに思います。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 齊藤 実君登壇）

教育次長兼学校教育課長（齊藤 実君） 大久保議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどありました学級閉鎖によります今後の学校運営でございますが、1年間で申し上げますと、52週の週がございまして、最低35週の内容を確保するというのがありますが、現在多いところで2クラスが学級閉鎖によりまして、通常の授業ができなかったといふようなこともございますけれども、その中で各担任におきまして、プリントあるいは課題等を各児童生徒に課して、その中で家庭におきます勉強体制を整えているといふようなこともございます。これから季節性のインフルエンザが発症するといふようなこともございますが、今のところ各学校での対応を教育委員会のほうで逐次吸い上げまして、現在はそれによります特別な課題、追加の授業等については現在のところ、まだ今のところ考えていないといふようなのが状況でございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 最後、再々質問ありますか。

13番（大久保敏夫君） なし。

議長（生井和巳君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 閉会中の継続調査の件

議長（生井和巳君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長より別紙のとおり報告がありましたので、委員長の報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしました。

議長（生井和巳君） 以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月9日から本日までの6日間にわたり、議員各位には終始熱心な審議をいただき、ここに閉会の運びとなりました。皆様方のご協力に対し、深く感謝申し上げます。

現在、当町も大変厳しい状況となっておりますが、町民の皆様、町執行部、議員各位が知恵を出し合い、活発に議論し、力を合わせて進めていくことが厳しい時代を乗り切っていくのに最も大切であると思っております。

さて、寒気もいよいよ厳しく、年の瀬も押し迫ってまいりました。時節柄、皆様方のご健康と、迎えます新しい年のご多幸を心から祈念申し上げまして、平成21年第4回定例会を閉会といたします。

（午前11時04分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

前 議 長 小 島 由 久

議 長 生 井 和 巳

前 副 議 長 相 沢 政 信

署 名 議 員 湯 本 直

署 名 議 員 大 久 保 弘 子